

教育実習受け入れについて

大阪府立茨木支援学校
令和元年 11 月規定

以下の規定に基づき教育実習生の受け入れを決定する。

1. 教育実習生受け入れの条件

- 1) 特別支援学校教員免許の取得を目指している者。
- 2) 教育職に就くことを目指している者。
- 3) 教育実習期間中に、大学の指導教官等に視察していただける者。

2. 教育実習の申し込み期間・受け入れ人数

- 1) 前年度の 4 月 15 日より申し込み受付を開始する。
- 2) 受け入れ人数が定数に達した時点で受付を終了する。
- 3) 同一大学の受け入れについて、その年度内で最大 3 名までとする。

3. 実習時期・実習期間

- 1) 実習時期は、6 月または 9 月で実施する。
 - ・ 6 月第 3 週の 10 日間
 - ・ 9 月の授業開始日以降からの 10 日間※必ずしも開始の曜日が月曜日からになるとは限らない。
- 2) 実習期間は、2 週間（10 日間）で実施する。

4. 実習決定までの流れ

- 1) 本校へ電話連絡・来校して面談を行う日の決定。
- 2) HP の「教育実習希望者記入用紙」を印刷して記入し、面談の際に持参する。
※持参した資料については、目的以外の使用はいたしません。
- 3) 受け入れを許可された者は、「大学へ内諾依頼文」の送付を申し出る。
- 4) 実習日時は決定次第、電話にて連絡を行う（前年度の 3 月頃予定）。

5. その他

- 1) 受け入れ学部、学級については学校が指定する。
- 2) 実習年度の実習前に来校していただき、オリエンテーションを実施する。実習中の
サービスや実習学級の指導教員と実習学級の状況や授業等について説明を行う。
※オリエンテーション日時については、実習日時決定の連絡の際に伝える。
※事情によりこの日に出席できない場合は、学校から別の日を指定する。